

## 「暮らしの工房」づくり支援事業 - 実施方針素案 -

### 事業概要

空き家、空き店舗、地域集会施設、民間からの提供施設など利用可能なスペースを有効活用して、身近なまちづくり活動の場（「暮らしの工房」という。）を市民に提供し、これを運営する団体等（地域団体、NPO・市民活動団体、企業等）に対し、本市が、一定限度額の範囲内で、当該施設の整備・運営に要する費用を補助する。

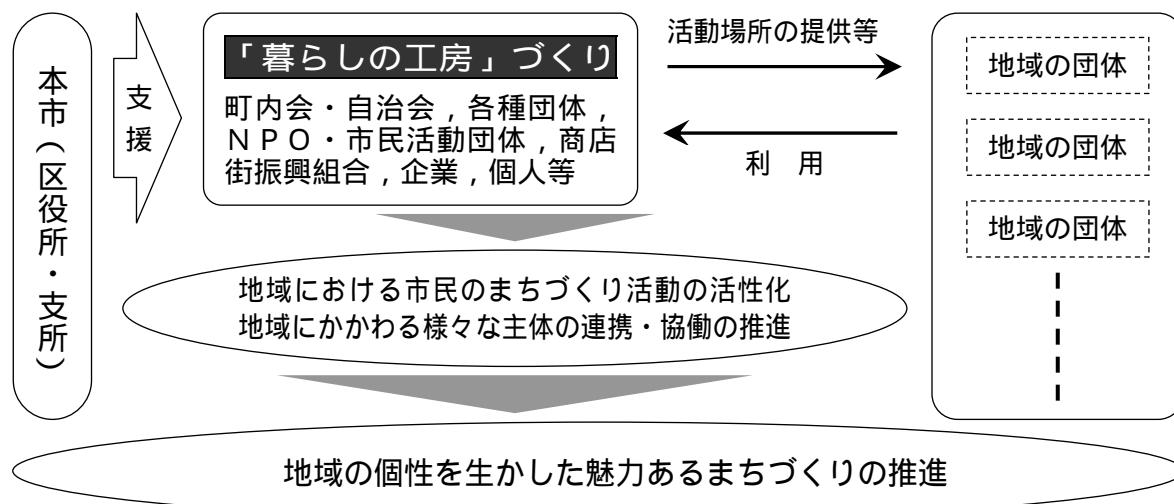
### 1 趣旨・目的

時代の大きな転換期の中、地域においては、市民による様々なまちづくり活動が展開され、行政では対応しきれない新しい形の「公共サービス」が生み出されてきている。

本市は、市民参加推進計画の策定、市民活動総合センターの開設、市民参加推進条例の施行により、まちづくり活動の基盤整備を行ってきたが、今後更に、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進するためには、幅広い地域の団体の活動を支援することが必要であり、特に活動場所の提供は、市民主体のまちづくりの礎となる。

このため、本事業は、局区の連携・協力の下、身近なまちづくり活動拠点となる「暮らしの工房」づくりを支援し、市民によるまちづくり活動の一層の促進を図ろうとするものである。

#### 【事業のイメージ図】



### 2 事業の意義

#### (1) 活動場所のニーズへの対応

町内会・自治会等の多くは独自の集会施設を持っているが、その他の市民活動団体については、財政基盤が脆弱であり、活動場所の確保が大きな課題となっている。

平成14年度第2回市政総合アンケートでは、区民が地域で公益活動を行うために区役所等が果たすべき役割として「活動場所の提供」が42.3%を占めており、身近でかつ気軽に利用できる活動拠点づくりへの潜在的ニーズは高いと推察される。

#### (2) NPO等を含む幅広い地域の活動団体の連携・協働

「暮らしの工房」が、地域に根差した活動を行っている町内会・自治会等と専門性を持ったNPO・市民活動団体との連携・協働の場所として機能することにより、地域における重層的なネットワークの形成が期待できる。

#### (3) 区行政との関わり

本事業は、「区政改革に向けた今後の取組」において、地域のまちづくりの拠点となる区役所機能の強化を図るに際し、NPOなど地域にかかわる様々な主体と区役所・支所との連携・協働を進めていく契機となる。

### 3 事業を進めるに当たって

地域によってまちづくり活動の状況等が異なり、個性あふれるまちづくりの取組を展開していくには地域のニーズを的確に反映させる必要があることから、事業の実施に当たっては、各区・支所の実情に応じて、より効果的・効率的な方法で取り組む。

なお、本市が、利用可能な公共施設等に「暮らしの工房」を設置し、運営することも考えられるが、その場合は、別途、協議・調整を要する。

### 4 モデル事業案例

各区・支所の実情に応じて、より効果的・効率的な方法で取り組むものであるが、モデル事業案の参考例として次のようなものが考えられる。

|      |   |
|------|---|
| 設置場所 | 空き家、空き店舗、地域集会施設、民間からの提供施設など地域において利用可能なスペースを有効活用   |
| 主な機能 | 場所提供……会議、打ち合わせ、簡単な作業のためのスペース<br>印 刷……チラシや会報など印刷物作成のための機器設置<br>そ の 他……活動情報の収集・提供、活動に必要な物品・資料等の保管、郵便物の受け取り、市民活動総合センターとの連携など |
| 管理運営 | 地元団体等による自主的な管理運営  |
| 利用条件 | 管理運営主体がそれぞれで利用規約（利用対象、利用目的、開所日時、利用申込、利用料金、管理体制など）を定める。  |

### 5 補助内容

「暮らしの工房」の施設整備及び維持管理等に要する費用について、本市が、一定限度額の範囲内で補助する。

### 6 実施予定

平成 19 年度までの当面の間は、区役所・支所の管内で各 1 箇所ずつの計 14 箇所において実施する。

#### 【参考】京都市市民参加推進計画（平成 13 年 12 月）

##### 第 3 章第 2 節「地域における市民主体のまちづくり活動とその支援」

##### 誰でも使える身近なまちづくり活動の拠点「暮らしの工房（仮称）」づくりへの支援

京都市基本計画第 2 次推進プラン（平成 16 年 7 月）

No177 市民の自主的な活動の支援（新規）

地域まちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援

京都市市政改革実行プラン（平成 16 年 7 月）

推進項目 12 市民参加の推進

地域まちづくり拠点「暮らしの工房」づくりへの支援等（17 年度から実施）